

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年10月25日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

新羽雨水調整池滞水池返送水配管緊急応急措置工事

2 履行(納品)場所

港北区北新横浜一丁目12番地20

3 契約日

令和5年8月1日

4 履行日又は履行期間

令和5年10月31日

5 契約金額

2,860,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

南部工業株式会社 代表取締役 中西 理栄
横浜市中区本牧間門46-11

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

新羽雨水調整池滞水池は、新羽ポンプ場から放流される初期雨水を遮集し、降雨終了後に水再生センターに送水して処理することにより公共水域に放流される汚濁負荷量を削減する施設です。返送水配管は、遮集した初期雨水を水再生センターに送水する配管です。

7月末に遮集した初期雨水を水再生センターに送水した際、返送水配管から漏水が発生しました。返送水配管の修理を行わないと新羽雨水調整池滞水池の運用ができず、初期雨水を公共水域に放流することになります。公共水域の水質悪化を避けるため、緊急に対処しなければなりませんでした。

8 契約の相手方の選定理由

南部工業株式会社は、当センター発注の工事を施工中であり、返送水配管の修理について、技術力を有しており、直ちに施工可能との回答を得たため、同社を選定しました。

9 所管課

環境創造局下水道施設部港北水再生センター